

平成22年度奈良県立高等学校入学者選抜に関するQ & A

○ 事務処理等に関することについて

【出願者名簿について】

Q34 以前まで「出願者名簿」の備考欄に記入していた、受検に際して配慮すべきこと及び過年度卒業生の応募資格等にかかわる情報は、他の資料等に記さなくてよいのですか。

A 受検に際して配慮すべきことは、必要に応じて当該高校に書面で連絡してください。様式等は特に定めていません。

また、過年度卒業生については、応募資格等を中学校で確認の上、中学校長に記載内容を願書で証明いただくことになっています。

【入学願書について】

Q35 入学願書の様式の主な変更点は何ですか。

A 特色選抜の入学願書において一部変更があります。スポーツ選考を実施しますので、「運動部名」欄を設けました。

なお、「出身中学校又は在学中中学校名」欄の「卒業・卒業見込み」の項目は、平成22年3月1日付けで該当するものを○印で囲むことになっていますので、第2次募集による選抜等での記入の際に注意してください。

Q36 入学願書等における氏名の記入等について、本名と通称名はどう扱えばよいのですか。

A (1) 氏名・住所等は、住民票の記載に基づいて記入してください。

(2) 外国籍の生徒等の氏名については、原則として「登録原票記載事項証明書」の記載に基づき、本名で記入してください。

ただし、本名、通称名の記入については、本人の希望を尊重してください。

通称名のみで記入を希望する場合、入学願書には通称名のみを記入し、調査書には、本名と（ ）書きで通称名を併記してください。この場合には、その旨を調査書提出までに志願する高校へ連絡してください。

(3) 印は、入学願書の氏名と符合するものにしてください。

なお、氏名に通称名を書き、本名の印を使用するときは、氏名欄に（ ）書きで本名も記入することを忘れないようにしてください。

Q37 入学願書の氏名がアルファベットの場合、ふりがなや印はどうすればよいのですか。

A ふりがなは、平仮名で記入してください。

また、印は、Q36(3)に準じてください。

Q38 生年月日は、和暦、西暦のいずれで記入してもよいのですか。

A どちらで記入してもかまいません。

Q39 入学願書の「第1志望」「第2志望」欄には志願する学科（コース）名を、どのように記入すればよいのですか。

A 平成21年度入試より記入方法を変更しました。

(1) 第1志望・第2志望欄の記入方法について

- ・1学科（コース）のみの場合や、2以上の学科（コース）があっても、第2志望を認めていない場合は、第1志望の欄に志願する学科名あるいはコース名を記入し、第2志望欄は斜線を記入してください。（調査書も同様。）
- ・2以上の学科（コース）があり、第2志望が可能な高校へ出願する場合で、第2志望を希望するときはその学科名あるいはコース名を、第2志望を希望しないときは斜線を、第2志望の欄に記入してください。（調査書も同様。）

(2) 学科（コース）名の記入方法について

- ・学科（コース）名は、「高校別実施概要」を参考にして記入してください。
- ・特色選抜、一般選抜及び第2次募集による選抜で、志願する高校の学科にコースがない場合は学科名を記入し、コースがある場合は「○○コース」とコース名のみを記入してください。（一般選抜、第2次募集による選抜も同様。）

〈特色選抜での例〉・奈良朱雀高校 …… 第1志望 「総合ビジネス科」

第2志望 「国際コミュニケーションコース」

・樫原高校 …… 第1志望 「アカデミック〔文科〕コース」

第2志望 斜線

・奈良高校 …… 第1志望 「普通科」

第2志望 斜線

なお、記入方法の詳細については、「入学者選抜実施要項」47ページの「調査書記入上の注意事項」を参照してください。

Q40 「スポーツ選考」を希望する場合、特色選抜入学願書の「運動部名」の欄は、どのように書けばよいのですか。

A スポーツ選考実施校が指定している運動部から希望する運動部名を記入してください。記入に当たっては、「高校別実施概要」の当該校の「スポーツ選考」欄を参考にしてください。

また、「特技に関する記録〔体育〕」の「運動部名」の欄にも同様に記入してください。

〈例〉 榛生昇陽高校〔指定する運動部：自転車競技部（男子）〕

- ・男子で「スポーツ選考」を希望する場合は、「自転車競技部（男子）」と記入。
- ・男子で「スポーツ選考」を希望しない場合は、斜線を記入。
- ・女子の場合は、斜線。

Q 41 スポーツ選考を実施しない高校や学科（コース）を志願する場合、特色選抜入学願書や「特技に関する記録〔体育〕」の「運動部名」欄は空欄でよいのですか。

A 斜線を記入してください。

Q 42 入学願書に貼る写真は、シール式の写真を使用してもよいのですか。

A シール式の写真を使用してもかまいません。ただし、裏面に氏名と中学校名を書いてください。

なお、プリクラ系の写真等、色の落ちる可能性がある写真は不可とします。

Q 43 県の収入証紙を購入しましたが、不要となった場合に、返金してもらえますか。

A 代金の還付は、県会計局でのみ行っています。代金の還付方法等については、県会計局会計課国費決算係（電話：0742-27-8912）までお問い合わせください。

【調査書（記入上の注意事項）について】

Q 44 調査書の「第1志望」「第2志望」欄には志願する学科（コース）名を、どのように記入すればよいのですか。

A 入学願書と同様に記入してください。（Q39参照）

Q 45 「総合所見」欄に記入するスポーツ活動、文化活動等の諸活動の実績を記入する際、どの程度まで記入すればよいのですか。

A 主催者名、大会名、成績・成果等、できるだけ詳しく記入してください。

なお、その際、個人が特定される中学校名や地域名は書かないように配慮願います。

例えば、「〇〇市主催」というような具体的な地域名ではなく、「市主催」などと記入してください。また、特色選抜において、「特技に関する記録〔体育〕」を提出する生徒の場合には、そこへ同様の内容を記入するとともに、相互の記載内容に違いがないか、確認してください。

【学習成績一覧表及び学習成績の算出について】

Q 46 学習成績一覧表と学習成績分布表は、どの時点の在籍生徒を対象として作成すればよいのですか。

A 平成21年12月22日時点の第3学年在籍生徒を対象として作成してください。

Q47 県内や県外中学校から転・編入学した生徒の調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表は、どのように作成すればよいのですか。

- A 受入れ校で、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。
ただし、平成21年12月23日以降に転・編入学した生徒については、調査書のみを作成してください。その際、生徒番号欄には斜線を記入してください。また、学習成績一覧表及び学習成績分布表に、その生徒の学習成績を含める必要はありません。

Q48 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転・編入学した生徒や転出した生徒があった場合、生徒番号はどうすればよいのですか。

- A (1) 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に追加する必要がある場合は、生徒番号を在籍生徒に割り振った後から平成21年12月22日以前に転・編入学した生徒がある場合であり、この場合、転・編入学した生徒の生徒番号は一連の生徒番号の末番とし、学習成績一覧表においては、生徒が属する学級の末尾に入れてください。或いは、生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。
(2) 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転出した生徒がある場合で、平成21年12月21日以前の転出の場合、転出した生徒の生徒番号をそのまま残すか、或いは、在籍生徒の生徒番号の付け替えをしてください。

**Q49 過年度卒業生（平成16年3月以降の卒業生）が志願する場合、調査書の学習成績を算出するに当たって、第3学年の学習成績はどう扱えばよいのですか。
また、学習成績一覧表や学習成績分布表は提出するのですか。**

- A 学習成績一覧表や学習成績分布表は不要です。
調査書の学習成績の算出に際しては、当該生徒に関する生徒指導要録記載の第2学年及び第3学年の評定を基に算出してください。

Q50 過年度卒業生（平成16年3月以降の卒業生）や県外中学校から出願する場合は、生徒番号欄はどのように記入するのですか。

- A 生徒番号欄には斜線を記入してください。
なお、過年度卒業生や県外中学校からの出願については、学習成績一覧表や学習成績分布表を提出する必要はありません。

Q51 他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高校に出願する場合、学習成績はどのように算出されるのですか。

- A 県内中学校から出願する生徒と同様に算出し、15点満点とします。

Q 52 学習成績一覧表等を高校に提出する必要はありませんか。

A 学習成績一覧表等を高校に提出する必要はありません。

今年度より、学習成績一覧表については、奈良県教育委員会学校教育課に提出するのみとなりましたので、出願校への提出の必要はありません。また、学習成績分布表については平成21年度入試から高校への提出は不要となっています。

Q 53 学習成績一覧表や学習成績分布表は高校には提出されないことになっていますが、高校がこれらの記載確認をしたいときはどうすればよいのですか。

A 従来どおり中学校から学校教育課に提出されますので、高校長からの申し出があれば閲覧することができます。

【出願書類の各種様式について】

Q 54 特色選抜の出願書類の『自己アピール文』記入票』などの各種様式等は、「入学者選抜実施要項」の様式をコピーして使用してもかまいませんか。

A (1) コピーを使用してもよいもの

- ・「自己アピール文」記入票、各種実技検査受検種目届出票、欠席届、入学辞退届、各種申請書、出願資格証明書、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願
- ・上記の各様式については、県教育委員会学校教育課Webページ（ホームページ）から印刷していただいても結構です。

(2) コピーを使用してはいけないもの

- ・各選抜の入学願書は、配布したものを使用してください。
- ・各教科の学習成績算出資料、調査書、学習成績一覧表、学習成績分布表及び「特技に関する記録〔体育〕」の作成にあたっては、県教育委員会学校教育課Webページ（ホームページ）からダウンロードした平成22年度奈良県立高等学校入学者選抜用の「調査書等作成ファイル」を使用して作成してください。ただし、県外中学校から出願する場合、調査書及び「特技に関する記録〔体育〕」については、配布された用紙に記入してください。